

海岸保全区域の占用許可手続き

海岸保全区域とは津波、高潮などによる海水の侵入や海岸の侵食及び地盤の変動によって引き起こされる被害から防護する必要がある海岸で、知事が必要最小限度の範囲で指定した区域です。

海岸保全区域内では、海岸保全施設を適正に保管理することを目的に、区域内での一定の行為を規制していますので、工作物を設置する場合や土石を採取する場合には許可申請が必要となります。（海岸占用）

また、短期間の使用であれば、上記以外の目的の場合でも海岸保全区域の使用が認められる場合があります。（海岸一時使用）

河海占用

海岸占用には次の種類があり、占用許可等を受けた場合には、茨城県海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る上用料等徴収条例の定めにより、占用料又は採取料を納付しなければなりません。

①海岸保全区域の占用許可（法第7条）

海岸保全区域内の海岸管理者が権原に基づき管理する土地に海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設置して占用するためには許可を要する。

②海岸保全区域における行為の制限（法第8条）

海岸保全区域内において、土石の採取、及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合、並びに海岸管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に海岸保全施設以外の施設等を新設、改築する場合には許可を要する。

河川一時使用

海岸一時使用の例には、次のようなものがあります。内容により、海岸一時使用届の提出が必要になりますので、詳しくは高萩工事事務所にご確認下さい。

・花火大会、工事の仮設物の設置、イベント、各種訓練、テレビ・映画等の撮影、どんど焼き等

海岸占用、海岸一時使用について不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒318-0003

茨城県高萩市下手綱1405-2

茨城県高萩工事事務所 河川整備課

TEL: 0293-22-2250